

福井県政務調査費損害賠償請求事件訴訟の和解の経緯及び見解

2007年12月26日

市民オンブズマン福井

原告 観 正一

原告 荒川 正巳

原告 大久保公夫

原告 伊東 晴美

私たち「市民オンブズマン福井」の原告4名は、本件訴訟の提起から一貫して、領収書の添付を義務付けず県民に公開されない福井県政務調査費の支出は違法・不当であるとする立場で弁論を展開してきましたが、以下に述べる経緯で、今回、和解を選択しました。

本訴訟の和解成立に当たり、裁判の成果と問題点、さらに今後の活動について、以下に見解を集約しました。

平成18年（行ウ）第11号 福井県政務調査費損害賠償請求事件

原告 観正一ほか3名

被告 福井県知事 西川一誠

平成19年10月19日

和解条項案

福井県地方裁判所民事第2合議係

- 1 被告は、今般の条例改正が政務調査費の使途の透明適正を図る見地から適当なものと考えている。
- 2 原告らは、前項に示した被告の見解を踏まえ訴えを取下げ、被告は訴えの取下げに同意する。
- 3 訴訟費用は、各自の負担とする。

記

1. 和解に至った経緯

今回の和解のきっかけは、福井県議会が領収書の添付を義務付けることなどを柱とする条例改正案の検討を始めた時点で、裁判長が原告に和解条項案を示すようにと促されたことによります。

私たちは、裁判長の意を理解し、2度にわたり和解条項案を提出しましたが、被告は2度とも拒否しました。

そこで、裁判所が和解案を示されましたが、被告は、それに対しても、県議会との調整により文言の変更を求めました。

この結果、裁判所の和解案に対する被告の変更案は、私たちが先に提出した和解案と比し大きく後退した内容になりましたが、私たちは、被告の、今後における予算の適正な執行に期待し、これを受入れることとしたものです。

2. 裁判を通じての成果

私たちの提訴後間もなく、政務調査費の悪質な流用が全国各地で次々と発覚しました。福井県においても、私たちの提訴と、公金の無駄遣いに対する市民の批判が相乗し、政務調査費の透明化は時代の大きなうねりとなりました。福井県議会もついに、今秋、政務調査費の全面公開を柱とする「政務調査費の交付に関する条例の改正案」を可決するところとなり、福井県民の多くの支持を得た私たちの訴訟が、一定の役割を果たしたと自負するものです。

私たちの提訴前には、全国都道府県議会における政務調査費の全面公開は4県のみでしたが、現在は20府県に拡大しています。このことをもってしても、「領収書等の公開は政務調査費制度の趣旨をかえって没却することになりかねない」との、本事件における被告の主張は崩れ去ったと言えるべきでしょう。

3. 裁判を通じての問題点

私たちは、2005年度(平成17年度)の福井県政務調査費の支出に係る会計帳簿、及び領収書等の証拠書類について、裁判所に「文書送付嘱託申立」を行いました。福井県議会は、1会派(1名)を除いたいずれの会

派も「内部利用文書にあたるために送付に応じかねます」として、これに応じようとしませんでした。

このため、政務調査費の個々の支出が違法であることを証明できない結果となりました。さらに改正条例が適用される2008年度より以前の政務調査費が疑惑に包まれたままになることは、遺憾であり残念というほかありません。

4. 今後の私たちの活動

私たちはすでに県議会議長に対し、次のような要望書(要約)を提出しています。

- ① 政務調査費の具体的な使途基準(政務調査費マニュアル)を定めること。
- ② 閲覧の請求の対象は「何人も」とすること。
- ③ 領収書、支払証明書のほか、活動報告書、視察報告書並びに会計帳簿等の証拠書類を全て議長に提出することを義務づけ、これらの文書を福井県情報公開条例に基き公開すべきこと。

私たちは、現在議会で検討が進められているこれらの取り扱いについても情報公開を求め、私たちの要望が軌道に乗り、誰が見ても分かりやすい制度となるように、引き続き監視をしていきます。

以上